

新潟市成年後見支援センター事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、新潟市成年後見支援センター（以下「センター」という。）が実施する事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 この事業は、認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でない者が成年後見制度を円滑に利用できるよう支援を行い、これらの者の権利を尊重し擁護することにより、地域で安心して暮らせるよう成年後見制度の利用促進を図ることを目的とする。

（実施主体）

第3条 事業の実施主体は、新潟市とする。

2 事業の実施については、事業の運営の全部又は一部を適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人をいう。）、特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）、民間事業者等に委託することができる。

（事業の内容）

第4条 センターにおいて次に掲げる事業を行う。

- （1）成年後見制度に関する相談及び利用支援
- （2）成年後見制度に関する広報及び啓発
- （3）市民後見人の養成及び活動支援
- （4）成年後見制度に係る機関等との連携及び調整
- （5）成年後見制度に関する調査・研究
- （6）その他センターの運営に関し、必要な事業

（対象者）

第5条 事業の対象は、新潟市内に在住又はこれに準ずる者とする。

（実施場所）

第6条 センターは、新潟市総合福祉会館内に設置する。

（実施時間等）

第7条 センターの開設は月曜から金曜までとする。ただし、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く。

2 センターの開設時間は午前9時から午後5時までとする。

(利用料)

第8条 この事業の利用料は無料とする。ただし、教材費等の実費相当分については、原則として利用者の負担とする。

(運営委員会)

第9条 事業を円滑かつ効果的に実施するため、センターに運営委員会を設置する。

2 運営委員会は次のことについて助言等を行う。

- (1) センターで実施する事業の企画、運営やマニュアル等に関すること
- (2) 市民後見人養成に係るカリキュラムに関すること
- (3) その他センターの事業、運営に関して必要と認める事項

3 運営委員会は、弁護士、司法書士、社会福祉士、学識経験者、新潟市職員等で構成し、その他必要と認める者を加えることができる。

4 運営委員会の事務局はセンターに置く。

(記録及び保存)

第10条 センターの職員は、センターに相談があった内容について記録するとともに、相談受付台帳を整備し適切に管理する。

2 センターの職員は、継続的に支援する利用者について、必要に応じて個別支援計画及び支援記録を作成するとともに、利用者台帳を整備し適切に管理する。

3 前2項に規定する記録の保存期間については、最後に記入した日の属する年度の最後の日から5年間とする。ただし、必要と認めるものは、5年を超えて保存することができる。

(個人情報の保護)

第11条 センターの職員は、その職務を遂行するにあたっては、利用者及び利用者の親族等関係者のプライバシーに十分配慮するとともに、正当な理由なく、その業務上知りえた秘密を漏らしてはならない。

2 センターの職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知りえた秘密を漏らすことがないようにセンターにおいて必要な措置を講じなければならない。

3 センターの職員は、業務を遂行する上で得た個人情報を厳重に管理し、その業務の目的以外に利用されることがないように、新潟市個人情報保護条例を遵守し取り扱うものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。